

サイクリングと本市の地域資源を活用した観光プランプロモーション業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「サイクリングと本市の地域資源を活用した観光プランプロモーション業務委託」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

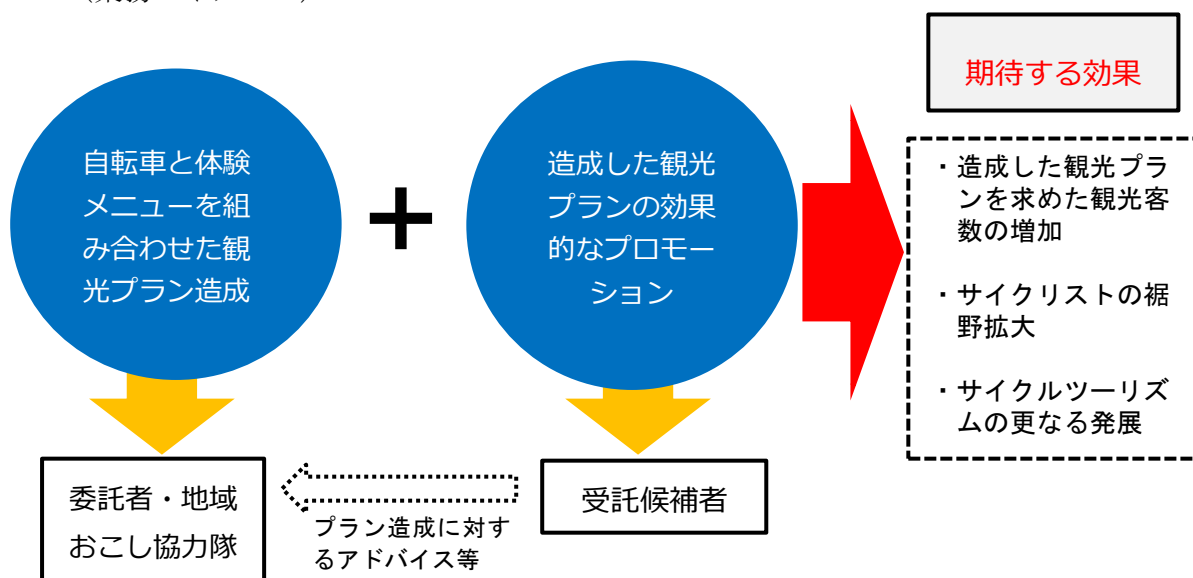
1 業務委託名

サイクリングと本市の地域資源を活用した観光プランプロモーション業務委託

2 業務目的

本事業は、更なる観光交流人口の拡大を図るため、サイクリングに適した風光明媚な地域資源や観光コンテンツを有する本市・南部エリアに焦点を当て、委託者が地域おこし協力隊等と協力し造成したサイクリングとその他の体験メニューを掛け合わせた観光プランについて、効果的にプロモーションし、市内外に広く発信することにより、主に個人旅行者の来訪を促し、サイクルツーリズムの持続的発展を目指すものである。

(業務のイメージ)



3 業務内容

受託候補者は、委託者が、地域おこし協力隊と協力して造成したサイクリングとその他の体験メニュー等を組み合わせて造成する観光プランに対するアドバイス等を

行い、より魅力的なプランとなるよう委託者等と連携を図るとともに、本市南部エリアへの来訪者の増加に繋がるよう、本観光プランについて効果的にプロモーションする。

(造成する観光プランの例)

- ・サイクリング×キャンプ体験
- ・サイクリング×農業体験・農家民宿宿泊体験
- ・サイクリング×SUP・シーカヤック体験
- ・サイクリング×釣り体験
- ・サイクリング×ラブライブ！サンシャイン！！聖地巡り体験 等

※サイクリングと本市南部エリアがもつ地域資源生かしたその他の体験メニューを掛け合わせた観光プランを検討。

提案にあたっては、県外在住で自転車初心者の若年層をメインターゲットとして設定し、本観光プランを魅力に感じ、来訪客数の増加に繋がるプロモーション手段について提案すること。

業務の遂行にあたっては、委託者と本市南部エリアで活動する地域おこし協力隊等が造成するプランに対しアドバイス等を行うなど、連携を図るとともに、今後、宿泊事業者等の持続的な実施が可能な旅行商品として定着していけるよう、工夫すること。

4 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

5 委託価格の限度額

1,427,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 成果品の納入

本業務における成果品は、業務委託完了届書とともに、委託事業を実施したことが証明できる書類、写真、動画データ等を添付すること。

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「沼津市業務委託契約約款」第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り行うものとする。

8 再委託の制限等

- 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。